

令和7年度塩竈市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、市における障害者就労施設等で就労する障害者や在宅就業障害者の自立及び社会参加の促進、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の受注の機会の増大を目的として、以下のとおり方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は市の全組織に適用するものとする。

4 調達の基本方針

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、分野を限定することなく、また可能な限り多くの障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、市の予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性並びに各種施策との調和を図るものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、塩竈市内の障害者就労施設等を優先して調達の推進を図るものとする。

5 調達の対象となる障害者就労施設等

物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次に掲げる障害者福祉サービス事業所及び障害者支援施設等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国及び地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模事業所
- (3) 障害者を多数雇用している次の事業所
 - ア 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（施行令第1条第2号に規定する次の(ア)から(ウ)までを全て満たす事業所）

- (ア) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が5人以上
 - (イ) 当該事業所の労働者の数に占める障害者である労働者の割合が20パーセント以上
 - (ウ) 当該事業所の障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の割合が30パーセント以上
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等
- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

6 調達する物品等の種類

市が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

7 調達目標

前年度の実績額を上回ることを目標とする。

8 物品等の調達の推進方法

市は、物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組みを行うものとする。

- (1) 市の全ての組織に対して、障害者優先調達推進法及び本方針の周知と啓発を図ること。
- (2) 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、市の全ての組織に対して情報提供を行うこと。
- (3) 障害者就労施設等から物品等の調達に際しては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用すること。
- (4) 障害者就労施設等から調達した実績のある物品等については、引き続き調達を行うよう働きかけること。
- (5) 障害者就労施設等に対して、市の全ての組織がこれまで障害者就労施設等から調達した物品及び役務の情報を提供する等、障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けた取組みに努めること。
- (6) 契約行為による物品等の調達のほか、障害者支援の一環として、市が所有する施設での物品等の販売場所の提供等についても配慮する。

9 調達実績等の公表

物品等の調達実績等について、会計年度終了後にその概要を市ホームページ等により公表するものとする。

10 その他

本調達方針に関する担当は、福祉子ども未来部生活福祉課とする。